

Ⅱ 悪臭防止に関する規制・指導

都内における悪臭防止対策に関する法令等の概要は次のとおりである。

1 悪臭防止法による規制

- 【規制地域】 特別区の区域については区長が、市の区域については市長が、町村の区域については都知事が、それぞれ規制地域を指定する。
- 【規制対象】 指定された規制地域内の工場その他の事業場（事業活動を営むもの全て）
- 【届出等】 工場や施設等の設置や変更の際に法に基づく届出は必要ない。（条例については、条例の項参照）
- 【規制基準】 臭気指数による許容限度（敷地境界線、排出口及び排出水の3区分）。特別区の区域は区長、市の区域は市長、町村（島しょを除く。）については都知事が定める。
- 【所管自治体】 事業場に対する規制指導は、区市町村が行う。

1号 敷地境界

2号 気体排出口

3号 排出水



(環境省資料より)

表 7-1 都内町村部の悪臭防止法規制基準 (昭和 48 年東京都告示第 641 号) 法告示

規制基準の区分\区域の区分		第一種区域	第二種区域	第三種区域	
敷地境界線		臭気指数 10	臭気指数 12	臭気指数 13	
煙突等 気体 排出口	1.5m 未満の 実高さ の 施設	排出口の口径 0.6m 未満	臭気指数 31	臭気指数 33	臭気指数 35
		排出口の口径 0.6m 以上 0.9m 未満	臭気指数 25	臭気指数 27	臭気指数 30
		排出口の口径 0.9m 以上	臭気指数 22	臭気指数 24	臭気指数 27
	1.5m 以上 の 実高さ の 施設	排出口の実高さが周 辺最大建物の高さの 2.5 倍未満	$q_t = 275 \times H_0^2$	$q_t = 436 \times H_0^2$	$q_t = 549 \times H_0^2$
		排出口の実高さが周 辺最大建物の高さの 2.5 倍以上	$q_t = 357 / F_{max}$	$q_t = 566 / F_{max}$	$q_t = 712 / F_{max}$
排出水		臭気指数 26	臭気指数 28	臭気指数 29	
(備考) 地域区分詳細		第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、 第二種住居地域、 準住居地域、 田園住居地域、 無指定地域(第二種区域及び 第三種区域に該当する区域 を除く。)	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 これらの地域に接する 地先及び水面	工業地域、 工業専用地域、 これらの地域に接 する地先及び水面	

規制地域：瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

(特別区・市については、各区市で規制地域、規制基準を設定しているため、各区市の環境部署にお問い合わせください。)

備考

- ・臭気指数とは、臭気濃度(臭気のある空気を臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいい、三点比較式臭袋法により求める。)の常用対数値に 10 を乗じた数値(臭気指数 = $10 \times \log$ 臭気濃度)
- ・ q_t は、排出ガスの臭気排出強度(単位 m^3/min)を表す。
 $q_t = \text{臭気濃度} \times \text{乾き排出ガス量}(m^3/min)$
- ・ H_0 は、排出口の実高さ(単位 m)を表す。
- ・ F_{max} は、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位 s/m^3)で、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 号に規定する方法により算出された値を示す。
- ・周辺最大建物は、対象となる事業場の敷地内で排出口から当該建物の高さの 10 倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。
- ・排出口の口径は排出口の開口部の口径を表す。排出口の形状が円形以外の場合の口径は、その断面積と等しい円形の直径とする。

(参考：測定業者の紹介等 公益社団法人におい・かおり環境協会 Tel.03-6233-9011)

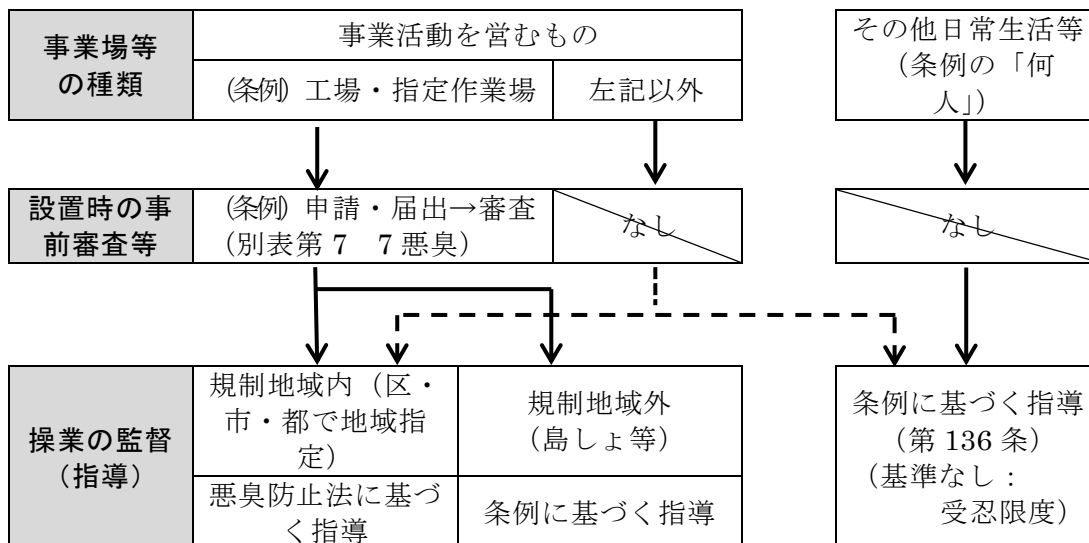
2 環境確保条例による規制

- 【対象地域】 東京都全域（島しょを含む。）
- 【規制対象】
 - ア 工場・指定作業場
 - イ 工場・指定作業場以外
- 【届出等】 工場・指定作業場の設置・変更の際は事前に認可申請又は届出
- 【規制基準】
 - ア 工場・指定作業場
 - 臭気指数による許容限度（敷地境界線、排出口及び排出水の3区分）。
 - ただし、島しょ地域を除き審査時のみ適用（作業時は悪臭防止法で規制）
 - イ 工場・指定作業場以外
 - 人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれがない程度
- 【所管自治体】 区市の地域は各区市、町村（島しょを含む。）は東京都

表 7-2 環境確保条例における工場・指定作業場の悪臭許容限度
(条例第 68 条 別表第 7 7)

規制基準の区分\区域の区分			第一種区域	第二種区域	第三種区域
敷地境界線			臭気指数 10	臭気指数 12	臭気指数 13
煙突等 気体排出口	15m 未満の 施設	排出口の口径 0.6m 未満	臭気指数 31	臭気指数 33	臭気指数 35
		排出口の口径 0.6m 以上 0.9m 未満	臭気指数 25	臭気指数 27	臭気指数 30
		排出口の口径 0.9m 以上	臭気指数 22	臭気指数 24	臭気指数 27
	15m 以上 の施設	排出口の実高さが周 辺最大建物の高さの 2.5 倍未満	$q_t = 275 \times H_0^2$	$q_t = 436 \times H_0^2$	$q_t = 549 \times H_0^2$
		排出口の実高さが周 辺最大建物の高さの 2.5 倍以上	$q_t = 357 / F_{max}$	$q_t = 566 / F_{max}$	$q_t = 712 / F_{max}$
排水			臭気指数 26	臭気指数 28	臭気指数 29
備考（地域区分詳細等）			（悪臭防止法の基準表と同じため省略）		

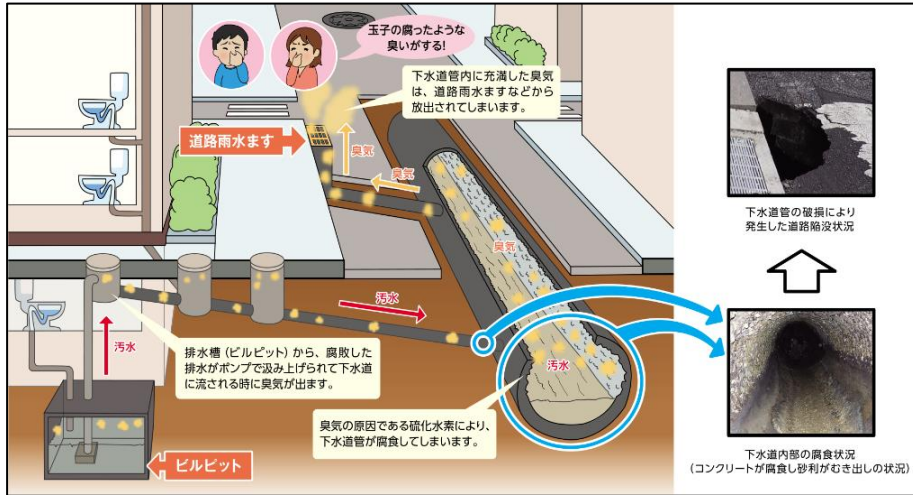
3 悪臭防止法・条例の適用関係



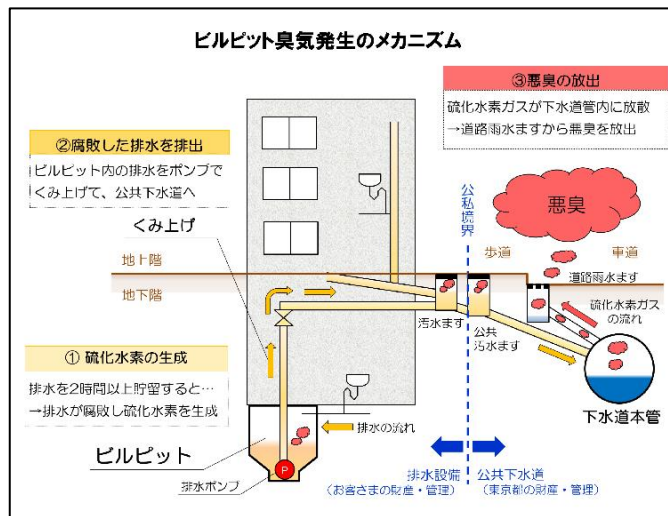
4 要綱による指導（建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱）

都内の都市部のビルが多い市街地では、ビルの排水槽（ビルピット）から生じる悪臭の苦情が多いため、都と区市等が連携して建築物の所有者等に対し、排水槽等の構造、維持管理等に関する指導を行っている。

ビルピット排水に起因する課題のイメージ



（東京都下水道事業 経営計画 2021 より）



（下水道局HPより）

- 【対象】 都内全域の建築物の所有者、占有者及び管理者
- 【基準】 構造基準、製造及び維持管理基準
- 【構造基準】 汚水・雑排水槽の分離、底部の勾配、ポンプ設置方法等
- 【維持管理等基準】 4月ごとに1回以上の定期清掃等
- 【指針値】
 - ① 排水時の公共汚水ます等の内部の空気に含まれる硫化水素が10ppm以下
 - ② 排水1Lに含まれる硫化水素が2mg以下

ビルピットの悪臭対策については、環境局発行の次の冊子を参照されたい。

「ビルピット臭気対策マニュアル」（平成24年3月発行）